

16 自己点検・評価

本項目については、文学部の点検評価項目「13 自己点検・評価」において扱う。(212～216 頁参照)

清泉女子大学大学院博士の学位申請取扱内規
(平成14年度入学者用と平成15年度以降入学者用の両方を掲載)

平成15年度以降入学者

(目的)

第1条 この内規は、清泉女子大学大学院学位規程(以下「学位規程」という。)に規定する博士の学位の申請に関する取扱について定めるものとする。

(申請の区分)

第2条 学位規程第5条第1号に規定する者の学位授与については、清泉女子大学大学院(以下「本学大学院」という。)博士課程に在学中の者に限り申請することができる。

② 学位規程第5条第2号に規定する者の学位授与については、次の各号の一に該当する者が申請することができる。

- 1 本学大学院博士課程を満期又は中途退学した者
- 2 他大学大学院博士課程を満期又は中途退学した者
- 3 本学大学院の博士の学位申請に相応しいと認められる者

(申請の手続)

第3条 博士の学位授与を申請する者は、学位規程第7条の規定により次の各号の書類を添えて、学位請求論文4部を所定の期日までに学長に提出するものとする。

- 1 学位申請書(別紙様式による)
- 2 学位論文目録(別紙様式による)
- 3 学位論文要旨(別紙様式による)
- 4 履歴書(別紙様式による)
- 5 研究活動業績(別紙様式による)

② 博士の学位を申請する者は、前項各号の書類に加え、既発表論文2編以上を所定の期日までに学長に提出するものとする。

③ 既発表論文については、前項の規定にかかわらず、研究科委員会が認めた場合、1編とすることができる。

(申請の受理)

第4条 学位規程第9条の規定により学位の申請がなされたときは、学長は申請受理の可否について研究科委員会に諮問する。

② 学長の諮問を受けて、研究科委員会は申請受理の可否を判定し、その結果を学長に答申する。

③ 研究科委員会の答申に基づいて学長が学位の申請を受理したときは、学位申請者は申請が受理された日の翌日から2週間以内の本学が指定する期日までに本内規

第9条に規定する審査料を納付するものとする。

(申請の期日)

第5条 学位規程第9条に規定する博士の学位申請の提出期日は9月1日から9月20日まで及び3月1日から3月20日までとする。ただし、学位規程第5条第1号による学位申請者が申請年度内に課程の修了を希望する場合には、学位申請の提出期日は9月1日から9月20日までとする。

② 前項の各期日が休日又は祝日にあたる場合は、次の平日に読み替えるものとする。

(審査委員会の構成)

第6条 博士学位申請論文の審査は、大学院学則第20条及び学位規程第11条に規定する審査委員会がこれを行う。

② 学位規程第5条第1項の規定による者の審査委員会は、指導教員1名のほか、当該指導教員が本学大学院専任教員の中から指名し、研究科委員会が承認した者3名の計4名よりなるものとする。

③ 学位規程第5条第2項の規定による者の審査委員会は、研究科委員会が承認した本学大学院専任教員4名よりなるものし、そのうち1名以上は当該論文に関連のある学問領域を専門とする者から選出するものとする。

④ 審査委員会は、審査に必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、前2項に定める者以外の協力者(学外者を含む)を得ることができる。

⑤ 審査委員会の主査は審査委員会の互選により決定する。

(審査委員会による試験及び学力の確認)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査の他、学位規程第5条第1号の学位申請者については学位規程第12条に規定する試験を、学位規程第5条第2号の申請者については同条同号に規定する学力の確認を行うものとする。

(審査期間)

第8条 学位規程第13条に規定する審査期間については、学位規程第5条第1号の学位申請者が、申請年度内に課程の修了を希望して9月に申請した場合には、6カ月以内とする。

(審査料)

第9条 審査料は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------|
| 1 学位規程第5条第1号による者 | 1万円 |
| 2 学位規程第5条第2号による者 | |
| (1) 本学の博士課程に在籍した者 | |
| イ 博士課程入学後6年以内の者 | 1万円 |
| ロ その他の者 | 10万円 |
| (2) 本学の専任教職員 | 10万円 |
| (3) (1)又は(2)以外の者 | 20万円 |

附則 1

この内規は、平成10年4月1日より施行する。

附則 2

- ① この内規の改正は、平成15年4月1日より施行する。
- ② この内規の改正前より在学する学生については、なお従前の例による。

平成14年度以前入学者

(目的)

第1条 この内規は、清泉女子大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）に規定する博士の学位の申請に関する取扱について定めるものとする。

(申請の区分)

第2条 学位規程第5条第1号に規定する者の学位授与については、清泉女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）博士課程に在学中の者に限り申請することができる。

② 学位規程第5条第2号に規定する者の学位授与については、次の各号の一に該当する者が申請することができる。

- 1 本学大学院博士課程を満期又は中途退学した者
- 2 他大学大学院博士課程を満期又は中途退学した者
- 3 本学大学院の博士の学位申請に相応しいと認められる者

(申請の手続)

第3条 博士の学位授与を申請する者は、学位規程第7条の規定により次の各号の書類を添えて、学位請求論文4部を所定の期日までに学長に提出するものとする。

- 1 学位申請書（別紙様式による）
- 2 学位論文目録（別紙様式による）
- 3 学位論文要旨（別紙様式による）
- 4 履歴書（別紙様式による）

② 博士の学位を申請する者は、前項各号の書類に加え、原則として参考論文（印刷主要論文）3本以上を所定の期日までに学長に提出するものとする。

(申請の受理)

第4条 学位規程第9条の規定により学位の申請がなされたときは、学長は申請受理の可否について研究科委員会に諮問する。

② 学長の諮問を受けて、研究科委員会は申請受理の可否を審議し、その結果を学長に答申する。

③ 研究科委員会の答申に基づいて学長が学位の申請を受理したときは、学位申請者は本内規第9条に規定する審査料を納付するものとする。

(申請の期日)

第5条 学位規程第9条に規定する博士の学位申請の提出期日は9月1日から9月20日まで及び3月1日から3月20日までとする。ただし、学位規程第5条第1号に

よる学位申請者が申請年度内に課程の修了を希望する場合には、学位申請の提出期日は9月1日から9月20日までとする。

② 前項の各期日が休日又は祝日にあたる場合は、次の平日に読み替えるものとする。

(審査委員会の構成)

第6条 大学院学則第20条及び学位規程第11条に規定する審査委員会は、本学大学院専任教員の中から選任された主査1名及び副査2名の計3名よりなるものとする。

② 審査委員会は、審査に必要と認めるときは、研究科委員会の議を経て、前項に定める者以外の協力者（学外者を含む）を得ることができる。

(審査委員会による試験及び学力の確認)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査の他、学位規程第5条第1号の学位申請者については学位規程第12条に規定する試験を、学位規程第5条第2号の申請者については同条同号に規定する学力の確認を行うものとする。

(審査期間)

第8条 学位規程第13条に規定する審査期間については、学位規程第5条第1号の学位申請者が、申請年度内に課程の修了を希望して9月に申請した場合には、6カ月以内とする。

(審査料)

第9条 審査料は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------|
| 1 学位規程第5条第1号による者 | 1万円 |
| 2 学位規程第5条第2号による者 | |
| (1) 本学の博士課程に在籍した者 | |
| イ 博士課程入学後6年以内の者 | 1万円 |
| ロ その他の者 | 10万円 |
| (2) 本学の専任教職員 | 10万円 |
| (3) (1)又は(2)以外の者 | 20万円 |

附則 1

この内規は、平成10年4月1日より施行する。